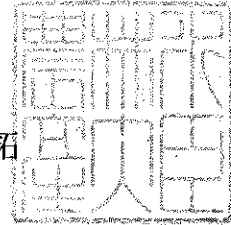


元消安第 4048 号
令和 2 年 1 月 6 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号）の「十三農薬その他の物が混入される肥料」として、以下に掲げる規格を設定すること。

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量（％）	含有すべき主成分の最小値（％）の特例	混入上の制限事項
化成肥料	（R S）-1-メチル-2-ニトロ-3-（テトラヒドロ-3-フリルメチル）グアニジン 【ジノテフラン】	0.23 以下		



普通肥料の公定規格の設定に係る食品健康影響評価について

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、普通肥料の公定規格（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号）の「十三農薬その他の物が混入される肥料」として、以下に掲げる規格を設定すること。

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量（%）	含有すべき主成分の最小値（%）の特例	混入上の制限事項
化成肥料	（R S）-1-メチル-2-ニトロ-3-（テトラヒドロ-3-フリルメチル）グアニジン 【ジノテフラン】	0.23 以下		

○ 経緯

普通肥料の公定規格（「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号））のうち、「十三 農薬その他の物が混入される肥料」については、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 25 条ただし書きの規定に基づき、その肥料の種類ごとに、混入が許される農薬その他の物の種類と混入が許される最大量又は最小量が定められている。

農薬が混入される肥料は、そのものが農薬として農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき安全性等について審査され登録及び管理されることとなっている（肥料登録と同日施行予定）ため、公定規格の設定に当たっては、特段の制限事項等は設定しないこととする。

なお、今回評価要請を行う農薬が混入される肥料は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく農薬の残留基準値等を超えないように設定された農薬取締法に基づく使用基準が適用され、安全性が確保されている。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の改正に係る所要の進めることとする。